



NOSAI は農家のために!!

農作物共済へのご加入にあたって

詳細はHPへ▶



この説明書は、農作物共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。
ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAI で実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け、減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実に反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入に際し知り得た個人情報は、NOSAI が受け取った判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行なうために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することができます。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

組織再編のお知らせ

令和5年4月より県内11支所を4支所へ統合し、各拠点から農業経営をサポートします!

令和5年4月1日から

中央支所

前橋市大友町1-3-12 1階
TEL.027-254-2070 FAX.027-254-2077

管轄エリア

前橋市・伊勢崎市・玉村町

令和5年3月31日まで

前橋支所 TEL.027-254-2070
伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915

令和5年4月1日から

西支所

高崎市菊地町563
TEL.027-344-2181 FAX.027-344-2184

管轄エリア

高崎市・安中市・藤岡市・神流町・上野村・
富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町

令和5年3月31日まで

高崎支所 TEL.027-344-2181
藤岡支所 TEL.0274-24-3730
富岡支所 TEL.0274-62-2450

令和5年4月1日から

北支所

渋川市吹屋370 1階
TEL.0279-26-2600 FAX.0279-26-2601

管轄エリア

渋川市・吉岡町・榛東村・中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・
草津町・高山村・沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村

令和5年3月31日まで

沼田支所 TEL.0278-23-5110
渋川支所 TEL.0279-26-2600
中之条支所 TEL.0279-75-2005

令和5年4月1日から

東支所

太田市龍舞町589-3
TEL.0276-47-5600 FAX.0276-47-5601

管轄エリア

太田市・桐生市・みどり市・館林市・板倉町・
明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

令和5年3月31日まで

太田支所 TEL.0276-20-9199
みどり支所 TEL.0277-76-9181
館林支所 TEL.0276-75-3311

本所 前橋市大友町1-3-12 TEL.027-251-5631

家畜診療所 渋川市吹屋370 2階 TEL.0279-26-9550



農作物 共済

備えの種をまこう。



群馬県／群馬県農業共済組合



ノーサイくん

～農業保険への加入をおすすめします～

『農作物共済』は風水害、干害等の気象上の原因による災害、病害、虫害および鳥獣害など不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため、『農作物共済』または『収入保険』への加入をおすすめします。

加入できるのは？

水稻・麦の耕作面積の合計が10アール以上の農家（または生産組織）が加入できます。

※加入にあたっては栽培している全ての耕地をご加入ください。

どんな災害が対象になるの？



風水害・干害等気象上の原因による災害および、病害、虫害、鳥獣害等が対象となります。
※農薬の誤散布による薬害、車両などの飛び込みによる損害、街路灯などの影響による生育不良についても対象外となります。

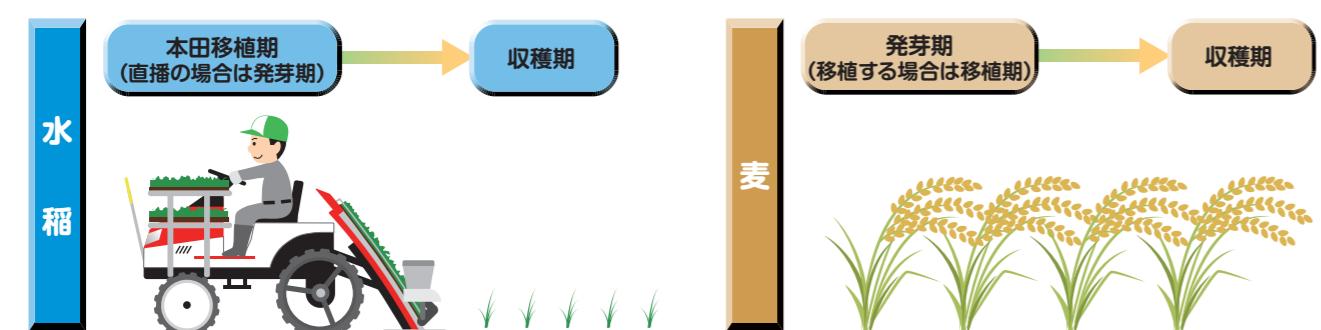
補償期間はどれくらい？

水稻は、本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫までです。
麦は、発芽期から収穫までです。

※収穫とは適期に刈り取ることをいいます。

※ほ場乾燥中は通常の乾燥時期に発生した災害に限り、補償の期間内です。

※ほ場から搬出したものについては補償の対象外です。



どんな加入方式があるの？

補償内容と補償割合を合わせて選択ができます。

半相殺方式

加入者ごとに基準収穫量の8割を補てんし、被害耕地の減収量の合計が基準収穫量の2割を超えたときに共済金を支払う方式です。

水稻品質方式・麦災害収入共済方式

加入者ごとに過去5年間の出荷実績等により算出した生産金額の9割を補償し、収穫量および品質を加味した生産金額の減少額が基準生産金額の1割を超えた場合に共済金を支払う方式です。

●次の要件を満たす方が加入できます。

収穫量のおおむね全量をJA等の施設に出荷し、過去5年間の収穫量、品質、販売価格等の資料提供が得られる方、もしくは青色申告書およびその関係書類から収穫量、品質、販売価格等が把握できる方が加入できます。

全相殺方式

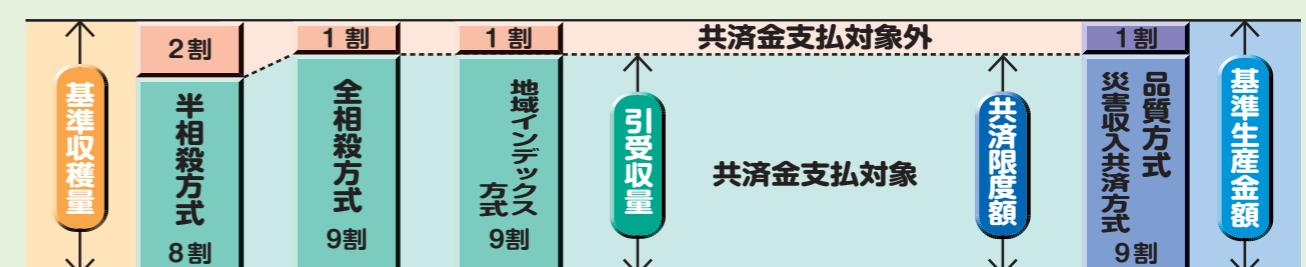
加入者ごとに過去5年間の出荷実績等により算出した基準収穫量の9割を補償し、減収量が基準収穫量の1割を超えた場合に共済金を支払う方式です。

●次の要件を満たす方が加入できます。

収穫量のおおむね全量をJA等の施設に出荷し、過去5年間の収穫量の資料提供が得られる方、もしくは青色申告書、白色申告書およびその関係書類から収穫量が把握できる方が加入できます。

地域インテックス方式

加入者ごと地域ごとの統計単収を基に算出した基準収穫量の9割を補償し、統計単収が基準収穫量の9割を下回った場合に共済金を支払う方式です。



※耕地ごとに全損被害を補償する一筆全損特例が付加されています。

※補償割合を選択することができます。

(半相殺方式:8割・7割・6割 水稻品質・麦災害収入・全相殺・地域インテックス方式:9割・8割・7割)

オプション

一筆半損特約

被害ほ場の減収量の合計が一定割合に満たない場合でも、耕地ごとで5割を超える減収量（半損以上）がある場合に、耕地ごとに半損被害として計算した共済金を支払います。

基準となる収穫量(生産金額)は?

■半相殺方式

過去一定期間の10アール当たり収穫量を基に、県知事から指示された数量を基準として地域ごとに10アール当たり基準収穫量を定めています。

■水稻品質方式・麦災害収入共済方式

過去5年間の出荷実績、品種別の規格ごとの品質指標により、加入者ごとに基準生産金額を定めています。

■全相殺方式

過去5年間の出荷実績等または、青色申告書、白色申告書およびその関係書類から、加入者ごとに基準収穫量を定めています。

■地域インデックス方式

過去5年間の地域ごとの統計単収により10アール当たりの基準収穫量を定めています。

どれくらい補償してくれるの?

共済金額(補償額)は、選択した加入方式・補償割合に応じて計算されます。

■半相殺方式・全相殺方式・地域インデックス方式

$$\text{共済金額} = 1 \text{ kg 当たり 共済金額} \times \text{引受収量}$$

※1kg当たり共済金額は、水稻・麦ごとに毎年農林水産大臣が定めた金額から、加入者が選択した金額です。
(選択の申し出がない場合は、前年度の補償割合および同位の1kg当たり共済金額を適用します。)

※引受収量は、基準収穫量に加入者が選択した補償割合を乗じた収量です。

■水稻品質方式・麦災害収入共済方式

$$\text{共済金額} = \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$$

※基準生産金額は、過去5年間の出荷実績を基に産地銘柄ごとの1kg当たり単価を乗じた10アール当たり基準生産金額に、引受面積を乗じた金額です。

※補償割合は加入者が選択した補償割合です。

掛金はどれくらい?

水稻の共済掛金は掛金総額の半額を、麦の共済掛金については半額以上を国が負担します。
なお、掛金率は加入者ごとに過去の被害率を基に設定します。

$$\text{掛金総額} = \text{共済金額(補償額)} \times \text{掛金率}$$

$$\text{国庫負担掛金} = \text{掛金総額} \times 50\% \sim 53\%$$

$$\text{農家負担掛金} = \text{掛金総額} - \text{国庫負担掛金}$$

被害が発生したら?

加入者の被害申告に基づき、損害評価を行います。

いずれの方式についても、災害の発生の都度、その状況を**NOSAI**に連絡してください。連絡がない場合には、減収があっても共済事故の対象とすることができません。

※半相殺方式の場合は、被害申告耕地における10アール当たりの収穫量を見積もって申告いただきます。

損害評価の方法は?

損害評価は、損害評価員等の協力を得て収穫期に行います。

■半相殺方式

被害申告された耕地の中から一定量の耕地について、悉皆調査(検査による収量の見積り)により10アール当たりの収穫量を調査し、悉皆調査を行った耕地の中から一定量の耕地について、実測により10アール当たりの収穫量を調査します。

■水稻品質方式・麦災害収入共済方式

被害申告された耕地の被害状況を確認し、JA等からの出荷資料または青色申告書、白色申告書およびその関係書類に基づき収穫量および品質を調査します。

■全相殺方式

被害申告された耕地の被害状況を確認し、JA等からの出荷資料または青色申告書、白色申告書およびその関係書類に基づき収穫量を算出します。

■地域インデックス方式

被害申告された耕地を地域ごとに確認し、その該当年産の統計単収に基づき減収量を算出します。
※減収量は当該年産の統計単収から算定されるので、加入者ごとの被害の実情と合わない場合があります。



※全損や半損等の大きな被害、移植後や発芽後の生育不良等が発生した場合は発生の都度、速やかに**NOSAI**へ連絡してください。連絡がない場合は、共済事故の対象とすることができません。すき込み等を行う場合もすき込む前に必ず連絡してください。

※共済事故以外の原因により減収した量は、分割評価を行います。

共済金の計算は？

加入方式に応じて下図の計算式に基づき計算されます。

麦については、平成27年産から経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」の支払い方法が見直され、「面積払交付金」が当年産の作付面積に応じ、数量払交付金の内金として支払われる方法に変更されました。これに伴い、麦の収量が一定収量を下回った場合に共済金の一部が調整されます。

半相殺方式

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当たり 共 済 金 額} \times \text{共 済 減 収 量}$$

$$\text{共 済 減 収 量} = \text{耕地ごとの減収量の合計} - \text{共済金支払対象外収量}$$

※耕地ごとに損害評価を行い、共済金を算出します。

水稻品質方式・麦災害収入共済方式

$$\text{共 済 金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times (\text{共済金額} / \text{共済限度額})$$

- 共済限度額…基準生産金額に補償割合を乗じたものです。補償割合は、9から7割の範囲で加入者が選択した割合です。
- 生産金額…加入者ごと、品種ごと、規格ごとの出荷量に、引受時の1kg当たりの単価を乗じた合計金額です。（加入者ごとの最終の手取り金額ではありません。）

※出荷施設計量結果による生産金額に基づき、共済金を算出します。

全相殺方式

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当たり 共 済 金 額} \times \text{共 済 減 収 量}$$

$$\text{共 済 減 収 量} = \text{基準収穫量} - \text{当年産収穫量} - \text{共済金支払対象外収量}$$

※乾燥調製施設の計量結果等による収穫量に基づき、共済金を算出します。

地域インデックス方式

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当たり 共 済 金 額} \times \text{共 済 減 収 量}$$

$$\text{共 済 減 収 量} = \text{引受面積} \times (\text{基準単収} - \text{統計単収}) - \text{共済金支払対象外収量}$$

※耕地の所在する統計地域ごとに損害評価を行い、共済金を算出します。

加入方式ごとの平均的な共済掛金、共済金等

試算例 (耕作面積10アール、 単収480kg、 1kg当たり共済金額 185円)	水稻共済					
	品質方式		半相殺方式		全相殺方式	地域 インデックス 方式
9割補償 (一筆半損 特約付き)	7割補償 (一筆半損 特約付き)	8割補償 (一筆半損 特約付き)	7割補償 (一筆半損 特約付き)	9割補償 (一筆半損 特約付き)	9割補償 (一筆半損 特約付き)	9割補償 (一筆半損 特約付き)
加入者が支払う掛金等	805円	411円	548円	398円	643円	451円
収穫量が50%減少した 場合の支払共済金	3.5万円	1.7万円	2.6万円	1.7万円	3.5万円	1.2万円
収穫量が皆無になった 場合の支払共済金	7.9万円	6.2万円	7.1万円	6.2万円	7.9万円	6.2万円

分割評価とは？

通常行うべきほ場管理・肥培管理および病害虫防除等が粗放または不行き届き等の減収と、共済事故による減収が同時に生じた場合には、それぞれの減収を分けて損害評価を行います。

このとき共済事故以外の原因による減収量を分割減収量とし、この部分の減収を差し引いて共済金を支払います。

分割評価に該当する例

- 土地条件に適合した栽培がされていない。
- 肥料・土壤改良資材の未実施等、土づくりが適切でない。
- 鳥獣害に対する防護用の施設が完備されていない。
- 水田麦作で地下水位の高い耕地において、排水溝・排水路等が設置されていない。
- 播種(移植)時期および播種(移植)量が適切でない。
- 除草管理が不適切なため、雑草が繁茂している。
- 収穫適期に刈り取りが行われていない。
- 種子消毒および標準的な防除が実施されていない。
- 病害虫被害発生時における適期防除が実施されていない。
- 農薬の使用方法等が適切でない。

損害防止事業

NOSAIでは加入者の被害未然防止を目的に、農薬の配布、器具の貸出等を行っています。